

議案第93号

三朝町税条例等の一部改正について

次のとおり三朝町税条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年11月24日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町税条例等の一部を改正する条例

（三朝町税条例の一部改正）

第1条 三朝町税条例（昭和45年三朝町条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項を加える。

改正後	改正前
<p>（町民税の減免）</p> <p>第51条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 第1項の規定によって町民税の減免を受けようとする者が、前項に規定する期限までに同項の申請書を提出することができなかったことについて災害その他やむを得ない理由があったと町長が認める場合は、同項の規定にかかわらず、町長が別に定める期間内において当該申請書を提出することができる。</u></p>	<p>（町民税の減免）</p> <p>第51条 略</p> <p>2 略</p>

4 略

(固定資産税の減免)

第71条 略

2 略

3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者が、前項に規定する期限までに同項の申請書を提出することができなかつたことについて災害その他やむを得ない理由があつたと町長が認める場合は、同項の規定にかかわらず、町長が別に定める期間内において当該申請書を提出することができる。

4 略

(軽自動車税の減免)

第89条 略

2 略

3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者が、前項に規定する期限までに同項の申請書を提出することができなかつたことについて災害その他やむを得ない理由があつたと町長が認める場合は、同項の規定にかかわらず、町長が別に定める期間内において当該申請書を提出することができる。

4 略

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 略

2 略

3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者が、前項に規定する期限までに同項の申請書を提出することができなかつたことについて災害その他やむを得ない理由があつたと町長が認める場合は、同項の規定にかかわらず、町長が別

3 略

(固定資産税の減免)

第71条 略

2 略

3 略

(軽自動車税の減免)

第89条 略

2 略

3 略

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 略

2 略

<u>に定める期間内において当該申請書を提出 することができる。</u>	
4 略	3 略

(三朝町国民健康保険税条例の一部改正)

第2条 三朝町国民健康保険税条例（昭和45年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項を加える。

改正後	改正前
（国民健康保険税の減免） 第26条 略 2 略 <u>3 第1項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者が、前項に規定する期限までに同項の申請書を提出することができなかつたことについて災害その他やむを得ない理由があつたと町長が認める場合は、同項の規定にかかわらず、町長が別に定める期間内において当該申請書を提出することができる。</u> 4 略	（国民健康保険税の減免） 第26条 略 2 略 3 略

(三朝町介護保険条例の一部改正)

第3条 三朝町介護保険条例（平成12年三朝町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項を加える。

改正後	改正前

